

静岡海区漁業調整委員会指示第 7－3 号

静岡海区において、光力を使用しながら静岡県漁業調整規則（令和 2 年静岡県規則第 61 号。以下「規則」という。）第 43 条第 1 項第 1 号に掲げるたも網又はさで網及び同条同項第 2 号に掲げるやすを使用する漁法（以下「点火いさり漁法」という。）により水産動植物を採捕する場合について、漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 5 月 23 日

静岡海区漁業調整委員会 会長 高 田 充 朗

1 採捕の制限

点火いさり漁法により水産動植物を採捕してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた遊漁船業者（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 2 条第 3 項に規定する遊漁船業者をいう。以下同じ。）が運航する遊漁船（同法同条第 2 項に規定する遊漁船をいう。以下同じ。）に乗船した遊漁者等が行う場合
- (2) 漁業者とその従事者が漁業を営むために行う場合
- (3) 規則第 47 条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (4) 委員会の承認を受けた試験研究機関等が試験研究その他の公益上必要とされる目的のために行う場合

2 承認証の交付

委員会は、上記 1 (1) 及び (4) における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を船舶ごとに交付するものとする。

3 承認の基準

上記 1 (1) の承認は、次に掲げる ① 及び ② の条件を全て満たす場合に限り行うものとする。

- (1) 承認により、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が起こるおそれがないこと。
- (2) 共同漁業権者の同意を得ていること。

4 海域の制限

上記 1 (1) の承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域は、次のとおりとする。

- (1) A 海域
沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内
- (2) B 海域
浜名湖

5 承認の隻数

上記 1 (1) の各海域の承認の隻数は、次の範囲内とする。

- (1) A 海域 30 隻以内
- (2) B 海域 70 隻以内

6 漁具の制限

上記 1 (1) の承認を受けて水産動植物を採捕する場合、A 海域においては、やすの使用を禁止する。

7 条件

(1) 法令等の遵守

上記 1 (1) の承認を受けた遊漁船業者は、遊漁船業の適正化に関する法律その他の水産関係法令を遵守しなければならない。

(2) 承認証の携帯

ア 上記 1 (1) の場合

上記 1 (1) の承認を受けた遊漁船業者は、自ら運航する遊漁船に乗船した遊漁者等が当該漁法により水産動植物を採捕するときには、上記 2 の承認証を携帯しなければならない。

イ 上記 1 (4) の場合

上記 1 (4) の承認を受けた者は、水産動植物を採捕するときには、上記 2 の承認証を携帯しなければならない。

(3) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるとき並びにこの指示の規定に違反したときは、上記 1 (1) 又は(4)の承認を取り消すことがある。

(4) 譲渡又は販売の禁止

上記 1 (4) の承認を受けた者は、採捕した水産動植物を譲渡又は販売してはならない。ただし、委員会が特別の必要があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 採捕報告書の提出

上記 1 (4) の承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により、採捕期間終了後 1 月以内に委員会に報告しなければならない。

(6) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することがある。

8 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「点火いさり漁法による採捕承認事務取扱要領」による。

9 指示の有効期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで

別記

点火いさり漁法による採捕承認事務取扱要領

第1 承認対象者の範囲

委員会指示の1(4)に規定する試験研究の用に供しようとする者の範囲は、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に規定する国立学校、公立学校若しくは私立学校若しくはこれらに準ずる機関又はこれらの機関の委託を受けた者とする。

第2 承認の申請

(1) 委員会指示の1(1)の承認を受けようとする遊漁船業者（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第3項に規定する遊漁船業者をいう。以下同じ。）は、船舶ごとに点火いさり漁法による採捕承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- ア 共同漁業権を有する者の同意書
- イ 県外遊漁船業者の船舶にあつては、当該船舶を証する書類の写し
- ウ 用船の場合は、船舶使用承諾書
- エ その他委員会が必要と認める書類

(2) 委員会指示の1(4)の承認を受けようとする者は、魚類採捕承認申請書（様式第2号）を、次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- ア 申請理由書
- イ 事業計画書
- ウ 傭船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- エ 漁具図
- オ 漁業権者の同意書
- カ その他委員会が必要と認める書類

第3 承認証の交付

委員会は、1(1)又は(4)の承認（以下単に「承認」という。）をしたときは、点火いさり漁法による採捕承認証（以下「承認証」という。）（委員会指示の1(1)の場合は様式第3号、委員会指示の1(4)の場合は様式第4号）を船舶ごとに申請者に交付する。

第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに点火いさり漁法による採捕承認内容変更承認申請書（様式第5号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに点火いさり漁法による採捕承認証再交付申請書（様式第6号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに委員会に承認証

を返納すること。

第7 採捕報告書

委員会指示の7 (5) に規定する採捕報告書の様式は様式第7号のとおりとする。

点火いさり漁法による採捕承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記により点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 採捕区域

3 採捕しようとする水産動植物の種類

4 使用する漁具の種類

5 使用船舶

(1) 船名

(2) 船舶番号

(3) 総トン数又は船舶の長さ

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 所有者氏名

6 遊漁船業者登録番号

点火いさり漁法による採捕承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記により魚類採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 採捕しようとする種類及び数量
- 5 採捕方法
- 6 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
 - (3) 総トン数又は船舶の長さ
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 7 採捕従事者

注) 「7 採捕従事者」には、採捕従事者の住所及び氏名を記載すること。

静調認第		号	
点火いさり漁法による採捕承認証			
住所又は所在地 氏名又は名称			
1	採捕期間	年 月 日から	年 月 日まで
2	採捕区域		
3	採捕する水産動植物の種類		
4	使用する漁具の種類		
5	使用船舶		
	(1) 船名		
	(2) 船舶番号		
	(3) 総トン数又は船舶の長さ		
6	条件		
上記のとおり承認する。			
年 月 日			
静岡海区漁業調整委員会			
会 長 氏 名 印			

静調認第		号	
点火いさり漁法による採捕承認証			
住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称			
1	採捕期間	年 月 日から	年 月 日まで
2	採捕区域		
3	採捕しようとする水産動植物の種類及び数量		
4	採捕方法		
5	使用船舶		
	(1) 船名		
	(2) 漁船登録番号又は船舶番号		
	(3) 総トン数又は船舶の長さ		
	(4) 馬力数		
6	条件		
7	採捕従事者		
上記のとおり承認する。			
年 月 日			
静岡海区漁業調整委員会			
会 長 氏 名 ㊟			

点火いさり漁法による採捕承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により点火いさり漁法による採捕承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 静岡認第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする事項

4 変更しようとする理由

点火いさり漁法による採捕承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により点火いさり漁法による採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 静岡認第 号
- 2 承認年月日
- 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

点火いさり漁法による採捕報告書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり報告します。

記

年月日	場所	種類	数量
			個体 kg
			個体 kg
			個体 kg

注）種類ごとに個体数と重量を記すこと。